

金沢大学臨床研究審査委員会における審査手数料に関する細則

平成 30 年 3 月 16 日 病院長裁定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、金沢大学臨床研究審査委員会規程（以下「規程」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、金沢大学臨床研究審査委員会（以下「委員会」という。）における審査意見業務に係る審査手数料（以下「審査手数料」という。）について、必要な事項を定める。

(審査手数料)

第 2 条 審査手数料の額は、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ当該額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の定めによる税率を乗じて得た額とする。

(審査手数料請求)

第 3 条 委員会は、統括管理者から別表の区分による審査意見業務の依頼を受け付けたときは、当該依頼を行った統括管理者に対し、本学が発行する請求書を送付するものとする。

(審査手数料納入)

第 4 条 前条の請求書を受けた統括管理者は、当該請求書により指定の期日までに審査手数料を納入しなければならない。

附 則

この細則は、平成 30 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 6 月 18 日から施行し、令和 7 年 5 月 31 日から適用する。

別表（審査手数料）

区分			審査手数料
特定臨床研究	新規審査	学内	300,000 円
		学外	500,000 円
	定期報告	学内	100,000 円
		学外	
臨床研究 (特定臨床研究を除く。)	新規審査	学内	200,000 円
		学外	350,000 円
	定期報告	学内	100,000 円
		学外	

※審査手数料には、次回定期報告までの間における疾病等報告及び変更申請等の審査を含むものとする。